



赤磐市社会福祉協議会

一人の不幸も見逃さない地域の絆づくり

地区社会福祉協議会 活動ガイドブック



赤磐市社会福祉協議会



赤磐市社協マスコット
こももちゃん



はじめに

本会では、一人の不幸も見逃さない地域の絆づくりを進めるため、平成 30 年度から小地域福祉活動の推進組織である「地区社会福祉協議会」（以下「地区社協」という。）の全地区設置を重点目標に取り組んでまいりました。

すでに設立されていた吉井地域の 5 つの地区社協に加え、新たに 8 つの地区社協が設立され、「自分たちの地区は自分たちで守ろう」と地域の福祉課題やその解決策に取り組む活動の広がりが今後期待されているところです。

このガイドブックは、地区社協設立に向けての話し合いの際に「地区社協の具体的な活動についてイメージがわからない」というご意見をいただき、作成しました。

活動の基本である「話し合い」から「福祉課題の把握」、そして「解決策としての活動例」を赤磐市内の活動事例を交えながら紹介していますので、今後の地区社協活動の参考になれば幸いです。

令和 6 年 1 月

社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会

《 も く じ 》

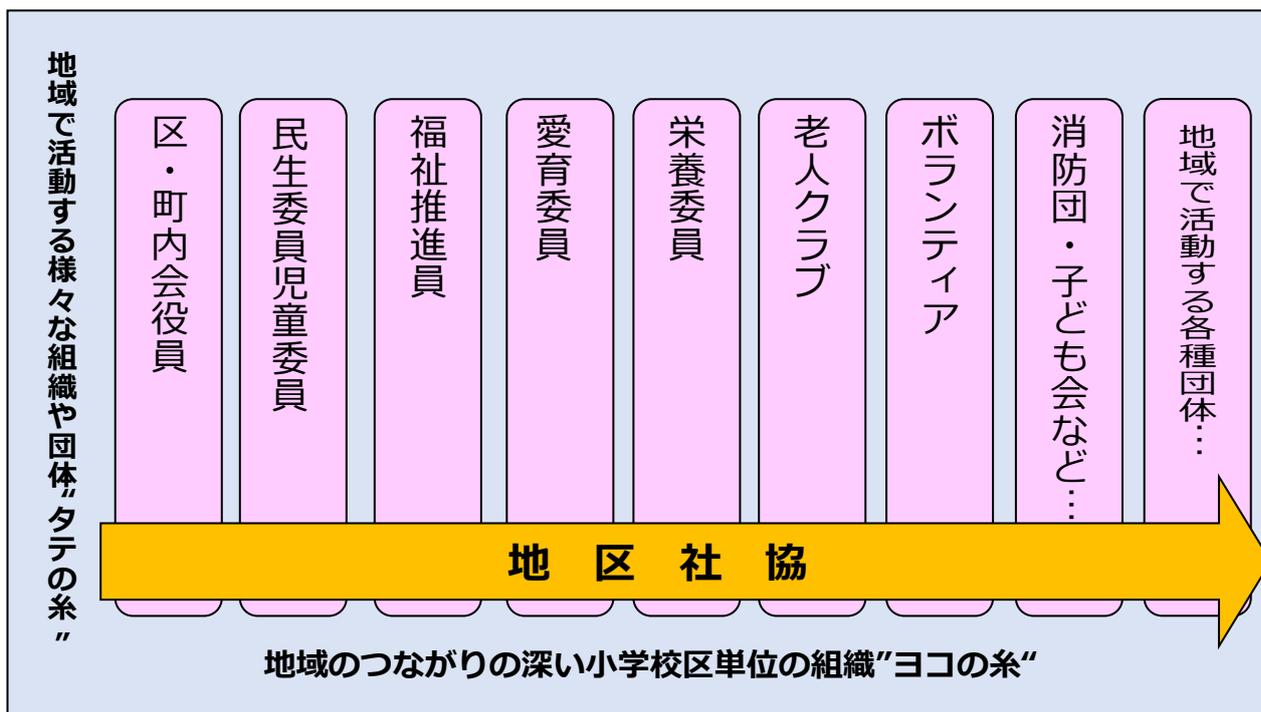
はじめに	P 1
地区社会福祉協議会（地区社協）とは	P 2
地区社協はなにをするの？	P 3
「地区社協」との関係性は？	P 4
福祉会議ってなに？何からはじめればいいのか？	P 6
話し合いのテーマや活動事例	P 7
地区社協活動事例	P 8
市内での活動事例	P 10
市社協から助成金や支援はあるの？	P 16
モデル規約	P 17

地区社会福祉協議会（地区社協）とは

🌿 地区社会福祉協議会（地区社協）とは

地区社協とは、地域の住民の一人ひとりが、ふだんの暮らしのなかの困りごとに目を向けて、話し合い・支え合う、住民主体で行う地域ぐるみの活動団体のことです。

～身近な地域で安心した暮らしを支える人たち～



🌿 地区社協が設立されると

🍀 自治会単位での活動や困りごとを共有できる。

各地区で活躍している各委員、各種団体等の身近な情報交換の場ができることで、活動の広がりや役割分担ができ、負担が分散されます。

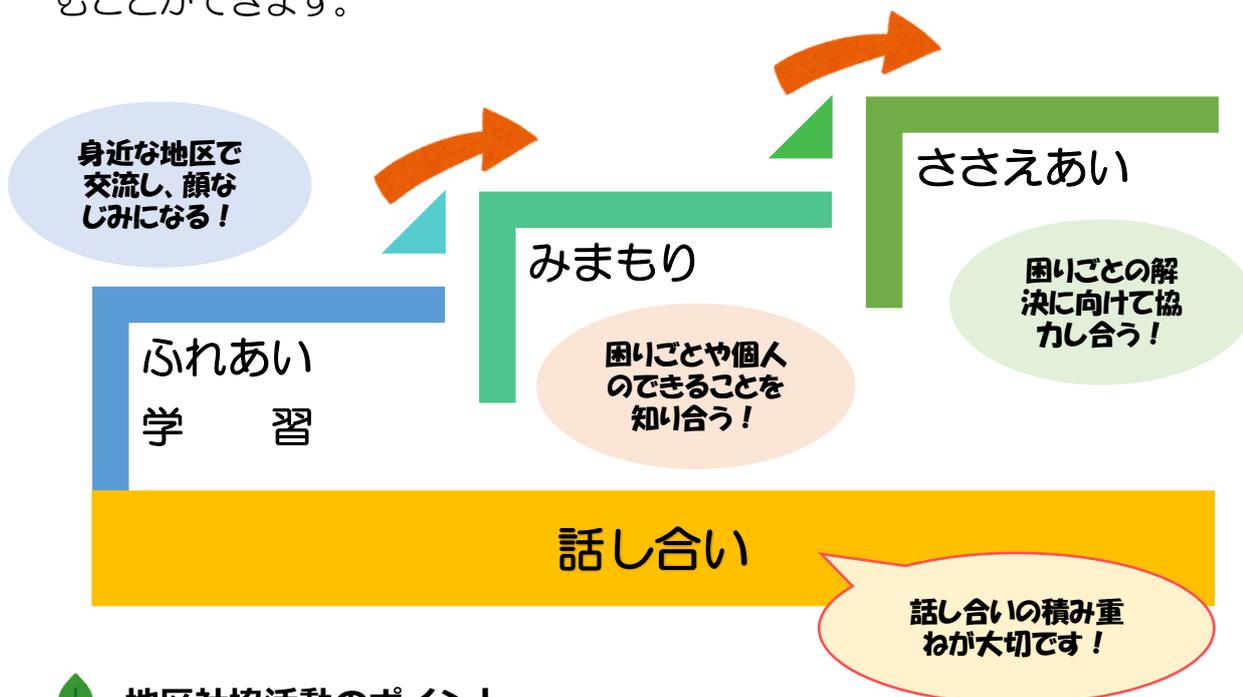
🍀 地区社協で考えた仕組みや活動を自治会単位での活動につなげられる。

広域的なメリット（人、もの、知恵等）を活かしながら、自治会単独では解決することが困難な課題に対して協力が得られます。

地区社協はなにをするの？

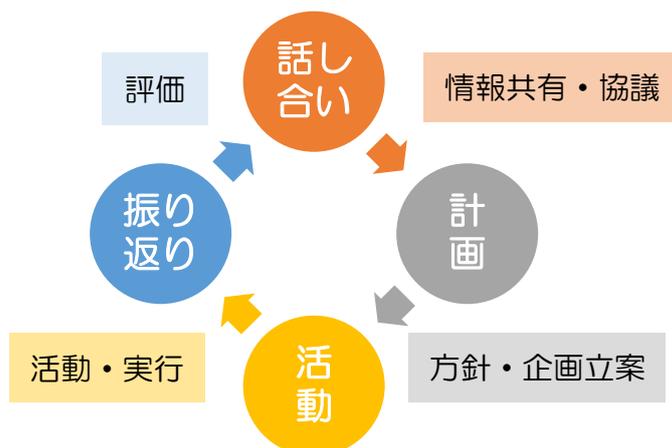
🌿 地区社協はなにをするの？

地区社協活動とは、「話し合い」をもとに、地区の実態に即して、地域住民の力を活かした様々な「ふれあい」、「見守り」、「支えあい」などの活動に取り組むことができます。



🌿 地区社協活動のポイント

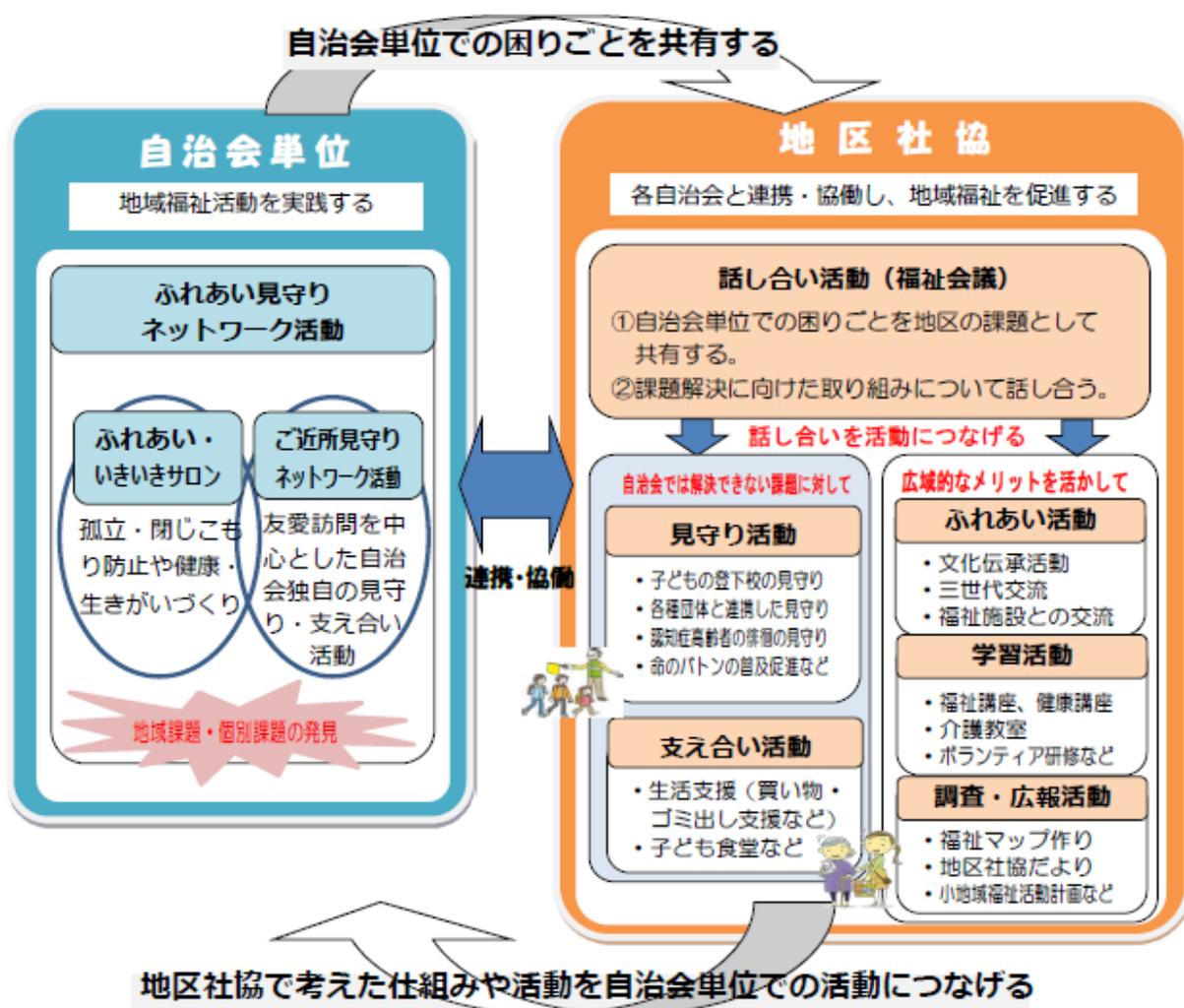
- step① 地区の福祉関係者が集まって、生活・福祉課題について共有・協議する。
- step② 自らの目指す地域を想像し、協議した内容を計画的に取り組む。
- step③ それぞれの福祉関係者と横の連携をとりながら、地域住民の力を活かし、暮らしの中の困りごとの解決を図る。
- step④ 計画に基づき、地域づくりを実践し、ふりかえる（評価する）。



「地区社協」との関係性は？

各自治会での福祉活動と地区社協活動との関係性は？

一番身近な自治会単位での見守り・支え合い活動が基本ですが、「地区社協」設置単位で委員・団体の枠を超えて情報交換を行い、**広域的なメリット（人・もの・知恵等）**を活かしながら、地区全体として福祉課題の解決を目指していく関係になります。



地区の実情にあった柔軟な活動



補足

- ☆「地域」は、「ある一定範囲の土地のこと」という意味で、比較的広い範囲を示しています。（熊山地域など）
- ☆「地区」は、ある観点で区切られたやや広い範囲を意味していて、「地区社協」は概ね小学校区や旧村単位を示しています。（石相地区・仁堀地区など）
- ☆「自治会」は、市の定める行政区のことです。（下市区・山陽1丁目町内会など）



「市社協」と「地区社協」との関係について

	市社協	地区社協
性 格	<p>社会福祉法に位置づけられた民間団体</p> <p>社協は民間団体ですが、社会福祉法という法律に基づき、全国各市町村に設置されており、地域福祉の推進を図ることを目的とする公共性の高い団体です。</p>	<p>福祉推進の自主組織</p> <p>法的な位置づけはありませんが、住民主体の自主組織です。</p> <p>市内では13地区において地区社協が設置され、市社協は活動の支援を行っています。(R6.1.20 現在)</p>
対 象 地 域	<p>市域全体</p> <p>市全体を視野に入れ、幅広い地域を対象にしています。</p>	<p>地区（小学校区等）</p> <p>概ね小学校区内を範囲、いわば日常生活圏域の地域を対象にしています。</p>
取 り 組 み	<p>福祉コミュニティ社会づくり</p> <p>全市的な福祉課題・ニーズへの取り組み、また、市全体で住みよい街づくりを実現するためのボランティア養成、地区社協支援など地域福祉や生活支援や介護事業なども実施しています。</p>	<p>住民互助活動の取り組み</p> <p>それぞれの地域で課題となっていることや生活の中のちょっとした困りごとに対して、住民の話し合い・助け合いによって解決できるように取り組みをされています。</p>
組 織 構 成	<p>社会福祉関係の事業者・活動者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業について学識を有する者 ・社会福祉に関する活動を行う者 ・社会福祉施設を運営する者 ・地域自治会等を代表する者等で構成 	<p>地区に密着した団体・個人</p> <p>地域福祉活動に関わりが深い個人・団体（区・町内会役員、民生委員児童委員、福祉推進員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ役員、ボランティアなど地区の生活圏にある個人や団体など）</p>
運 営 財 源	<p>会費、寄付金、共同募金配分金、市補助金、事業収入等</p>	<p>助成金、寄付金、事業収入等</p>
	<p>「社協」の財源は、みなさまからの社協会費、寄付金、共同募金配分金、市補助金や事業収入です。</p>	

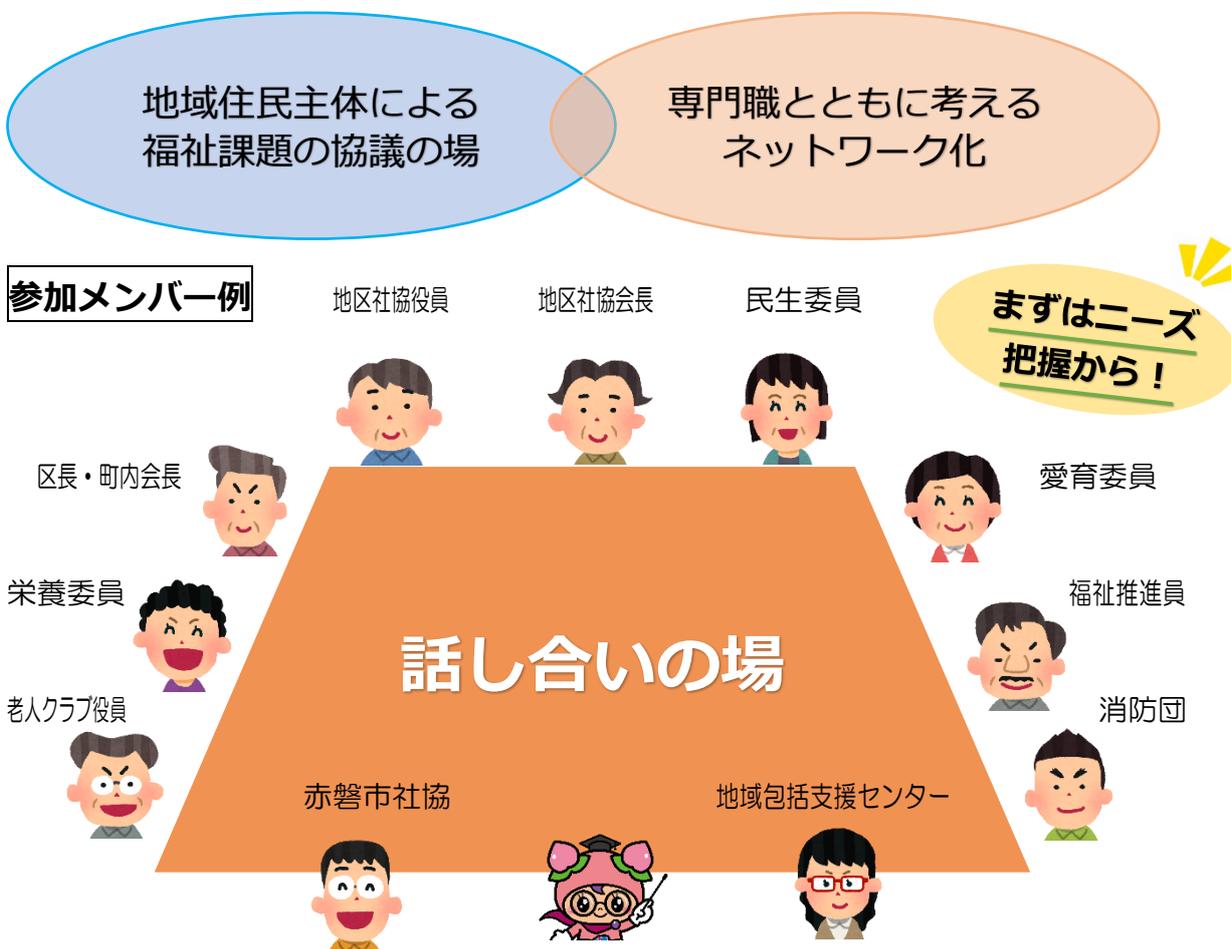
福社会議ってなに？何から始めればいいのか？

福社会議について

福社会議とは、①地域住民と専門職がともに考える、②地域の福祉課題について協議をする場のことです。

地域で暮らす一人ひとりの困りごとを地域の課題としてとらえ、その情報を共有し、互いに安心して暮らしていくための仕組みや活動について話し合い、解決に向けた取組方法等を考えます。

参加者は、**地域住民の代表**（地区社協役員など）や、**地域で福祉活動に取り組んでいる人**（民生委員、福祉推進員などの地域の福祉関係者）や**地域包括支援センター**などの専門職、**赤磐市社協**の地区担当職員などです。各地区にある組織や団体の様子、その取り組み、困りごと、話し合いのテーマの違いなどにより、参加者の顔ぶれや会議で話し合われる内容、会議の回数などは地区ごとにそれぞれ異なっています。



話し合いのテーマや活動事例

定期的な話し合いの場を設け
地域の課題や活動について協議！

🌿 話し合いのテーマ（例）

①各自治会の取り組みに関すること

- ・各自治会で取り組んでいる福祉活動を共有しよう！
- ・私たちの地域にあったら良いな、必要と思う活動は？
- ・私たちの地域の良いところ（人・ことがら・モノ）や課題は？



②各委員の活動に関すること

- ・各委員が普段どのような活動をしているの？
- ・各委員が活動する上で困っていることは？

③住民関係や生活環境に関すること

- ・住民のふれあいの場は歩いていける場所にありますか。
- ・生活に必要な情報や地域の情報が滞りなく伝わっている？
- ・交通安全の啓発ができていますか、事故が多い場所はありませんか。

④家庭生活に関すること

- ・介護をしている家族のサポート体制はできていますか。
- ・孤立している家庭やトラブルを抱えている家庭がありませんか。

⑤高齢者、障がい者に関すること

- ・孤立しがちな高齢者、障がい者はいませんか。
- ・退職者の力を地域の中で活かさせませんか。
- ・ゴミ捨てや電球の交換に悩む高齢者をどのように手助けしたらいいか。

⑥子どもに関すること

- ・子どもが地域でのびのびと遊ぶ場所が整備されていますか。
- ・子育て中の家庭をサポートする仕組みがありますか。
- ・若い世代に受け継いでいきたいことはありますか。

⑦災害時に関すること

- ・避難場所までの安全なルート確認はできていますか。
- ・要援護者の見守り体制は整っていますか。

地区社協活動事例

課 題	取り組み（例）
<p>【人との交流を持たない】 ○孤立しがちな高齢者や地区内の交流が減少している。 ○8050 問題のように、今後地区内で引きこもりの課題も増加してくることが予想されるので、気軽に集える場が必要になってくる。</p>	<p>➡</p> <p>①コミュニティカフェなどの定期型・常設型居場所を開設する。 ②介護者教室、福祉研修などの学びの場や地区社協が担う敬老会やふれあいの集いなどをきっかけとして、集いの場への参加を促す。</p>
<p>【子どもとの交流・人材育成・担い手不足】 ○地区社協が主体となる 3 世代交流のような活動ができないか。 ○若い世代とのつながりを持って、これから実施する活動に継続性を持たせる必要がある。</p>	<p>➡</p> <p>③地域イベント等に参加し、交流を図り、育成の役割を担っていく。 ④学校との協働や働きかけを行い、子どもたちと継続的に関わる機会（寺子屋、昔遊びなど）をつくっていく。</p>
<p>【災害時や緊急時の対応】 ○高齢者や障がい者など要援護者への日常的な見守りや緊急時の対応等の仕組みを考えていく必要がある。 ○その仕組みを多発する災害時への対応と連動して取り組みを検討する。</p>	<p>➡</p> <p>⑤地区社協が主体となり、定期的な見守り・訪問の方針を決める。 ⑥緊急時の対応のため、救急医療情報キットの整備や普及促進。 ⑦危機意識を高めるため、避難訓練の実施や避難ルートの確認。</p>
<p>【地区社協の周知】 ○地区住民への理解を広めるため、地区社協の活動をみんなに知ってもらいたい。</p>	<p>➡</p> <p>⑧地区住民の福祉課題把握のためのアンケート調査を実施する。 ⑨地区社協だよりの発行や地区社協の資材（のぼり旗、看板、名入りベスト）を作成する。</p>

課 題	取り組み（例）
<p>【移動支援・買い物】</p> <p>○既に困っている住民が見られたり、今後困ることが予想されたりするため、いまから長期間になっても検討をしていく必要がある。</p>	<p>⑩買い物支援、買い物ツアーや病院等への移動支援を実施する。</p> <p>⑪商店などとの連携で移動販売を活用する。（ふれあい行事との連携も活用する。）</p>
<p>【高齢者の生活】</p> <p>○高齢者の生活で軽度な困りごと（ごみ出し、電球交換、草取りなど）があるため、地区住民同士の助け合い活動が必要である。</p>	<p>⑫耕作放棄地や空き家を活用した野菜作りや居場所づくりを始める。</p> <p>⑬地区ボランティアセンター(※)の設立を目指す。</p> <p>→<u>まずは拠点・居場所づくりから取り組んでいく</u></p> <p>※地区住民が主体となって、お互いさまの意識で「ちょっとした困りごと」を身近な地区の中で支援していく仕組み（P14 参照）</p> <p>→<u>地区住民の困りごとを解決する生活支援</u></p>



市内での活動事例

話し
合い

地区の現状や課題を話し合う



仁堀地区「福社会議」

【地区データ】7区 人口760人 高齢化率55.1% (R5.10.1現在)

仁堀地区社協では、年3回程度、役員を中心に地域の課題に対して取り組みを考えていくための話し合い活動として「福社会議」を開催しています。

テーマの内容によって、民生委員や福祉推進員等に参加してもらい、内容を深めていっています。話し合いで生まれた活動を地区社協が主体で実施していき、地域の活性化や安心して住みやすい地域づくりを目指しています。



話し
合い

各委員・団体を越えた情報交換

石相地区「情報交換会」

【地区データ】6区 人口1,878人 高齢化率39.7% (R5.10.1現在)

石相地区社協は令和3年11月に設立しました。設立後役員会を行い、その中で、各委員・団体が現在どのような取り組みをしており、どのような困りごとを抱えているのかを共有できていない現状があるとの話になりました。そこで、地区社協会員が一堂に会し、情報交換会を行いました。各委員、団体ごとにグループに別れて、現状と課題について話し合いました。その後、話し合った内容をそれぞれ発表し、全体で共有しました。

情報交換会で共有した内容をもとに今後の地区社協の活動を考えていく予定です。



**布都美地区「ふれあいの集い」**

【地区データ】8区 人口 199人 高齢化率 65.3% (R5.10.1現在)

布都美地区は人口減少・高齢化が進んでおり、高齢化率 65.3%と市内で最も高い、山間地域です。

そうした中で、布都美地区社協は、布都美地区老人クラブとも協力し合いながら、地区全体でのふれあいの集いやいきいき百歳体操、またグラウンドゴルフ部会を設けて、ふれあい活動を行っています。

また、75歳以上のひとり暮らし高齢者宅へ毎月2名ずつの訪問ボランティアが協力し、友愛訪問活動を行うなど、地域ぐるみでふれあいと見守り活動を中心に活動しています。

**佐伯北地区「福祉施設との交流」**

【地区データ】7区 人口 327人 高齢化率 50.2% (R5.10.1現在)

佐伯北地区社協は、区長や福祉関係委員、更生保護女性会、消防団代表のほか、役員を退任されたかたも有志でボランティアとして会員となるなど、様々なメンバーで構成されています。

毎年、地区の保育園や高齢者施設などの福祉施設との交流を実施していましたが、コロナ禍により開催が出来ませんでした。

そのような中でも、これまでのつながりを絶やさないため、会員でつくったお飾りをお持ちしたり、園児に書いてもらったメッセージカードを友愛訪問でお届けしたり、コロナ禍でも工夫された活動を実施しています。



学習

学び合いでボランティアの心を育む



周匝地区「ボランティア研修」

【地区データ】5区 人口1,317人 高齢化率42.4% (R5.10.1現在)

周匝地区社協は、住民の有志によるボランティアにより構成されています。

近年は新型コロナウイルス感染症により会員のボランティア研修は開催ができておりませんが、ボランティア相互の親睦や学び合いのため、様々な内容で毎年ボランティア研修を開催しています。

また、視察研修を実施するなどし、高齢化が進む地域において、住民相互の助け合いができる地区であり続けるよう、研修等を通じて、会員の心を育む活動に取り組んでいます。



学習

「認知症講演会」で安心・安全な地域づくり

山陽地区「認知症講演会」

【地区データ】7町内会 人口4,339人 高齢化率50.2% (R5.10.1現在)

令和2年12月に立ち上がった、山陽地区社協では、地域の課題の解決のため、一歩ずつ進んでいます。

山陽地区は高齢化率が、50.2%と高い数値となっています。これに伴う、様々なリスクを踏まえ、病気を患っても安心して暮らせる地域づくりを目指し、まずは「認知症」に関する正しい学びの場を設けることとしました。



みま
もり

定期的な見守り活動で安心な地域づくり



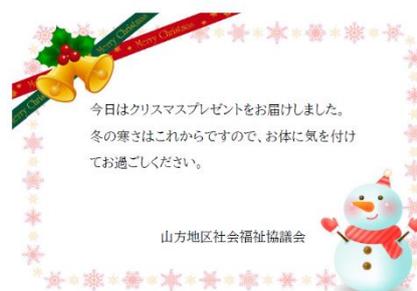
山方地区「友愛訪問とクリスマス訪問」

【地区データ】7区 人口796人 高齢化率52.1% (R5.10.1現在)

山方地区社協は、複雑化・多様化する地域福祉の充実強化が重要となる中、地域に根差した福祉活動の推進を基本目標として活動しています。

地域交流活動や日常生活における声かけや見守り・励まし活動に加え、友愛訪問やクリスマス訪問活動を実施しています。

また、コロナ禍で開催はなかなかできていませんが、福社会議として、地区内の福祉関係者が集う場において、地区内の問題や課題を語り合い、共有する活動を行っています。



みま
もり

住民の安心を支える見守りグッズ

桜が丘東地区「救急医療情報キット“命のバトン”」

【地区データ】6町内会 人口7,585人 高齢化率18.7% (R5.10.1現在)

桜が丘東地区社協は、令和2年5月に誕生しました。各種委員からの意見をもとに話し合い（井戸端会議、福社会議）を実施し、栄養委員を主体とした簡単レシピの作成と配布、命のバトンの作成と配布を実施しています。

コロナ禍で話し合い活動が思うように実施できない面もありますが、構成員で地域の課題について考えながら、住みよい地域づくりを目指しています。





仁堀地区「移動カフェ&スーパー」

【地区データ】7区 人口760人 高齢化率55.1% (R5.10.1現在)

長引くコロナ禍でのストレス解消につながる地域支援活動として、“居場所づくり”と“買い物支援”を目的に各地区持ち回りで巡回開催しています。

仁堀地区社協が運営主体となり、まちづくり夢百笑が喫茶の準備や移動販売を行い、地元住民が協力して、カフェコーナーの運営などを行っており、いずれの会場もとても賑わいを見せています。

地域のかたには、車を運転することができず買い物に困っていたり、なかなか地域の交流ができなかったりする中、大変喜ばれています。



 県内での取り組みは

～ 地域で助け合うしくみづくり ～

「地区ボランティアセンター“ちょボラ活動”」

地区住民が主体となって、お互いさまの意識で「ちょっとした困りごと」を身近な地区の中で「ちょっとしたボランティア（ちょボラ）」として、隣近所で助け合い、支え合う活動を支援していく仕組みのことを「地区ボランティアセンター」と言い、県内でも活動に取り組まれている地区があります。

活動例としては「ゴミ出しの手伝い」、「草とり」、「電球交換」などの軽度な生活支援活動があります。

このような取り組みが進んでいくことで、「買い物ツアー」や「外出支援」といった取り組みを行っている地区もあります。



調査 広報

地区社協設立を住民にPR



軽部地区「地区社協だより」

【地区データ】7区 人口1,222人 高齢化率46.7% (R5.10.1現在)

軽部地区社協は令和3年10月に設立しました。設立後に開催された役員会では、まず地区社協が設立されたことを住民の皆さんに知ってもらいたいとの思いから、地区社協だよりの創刊号を発行し、区内全戸（500世帯以上）に配布することとしました。地区社協がどのような組織で、今後どのような取り組みを行っていくのかを知っていただくために、役員で協議して地区社協だよりの内容を決めました。

今後は地区社協の事業のお知らせや、取り組んだ内容などを随時お知らせしていく予定です



調査 広報

地区の福祉ニーズを把握

笹岡地区「福祉ニーズ把握のアンケート調査」

【地区データ】9区 人口661人 高齢化率47.7% (R5.10.1現在)

笹岡地区社協は、令和2年8月に誕生しました。高齢者など支援が必要なかたの見守りなどについて、推進委員会で区内の情報交換を行っています。

また、地域住民がどのような見守りや支援を必要とされているのかという、福祉ニーズを把握するため、調査・広報活動として、令和3年度に全戸を対象にアンケート調査を実施しました。

今後は、アンケート結果を参考にしながら、今後の地区社協の活動を考えていく予定です。

福祉に関するアンケート ○で読みやすい

【地区名】

小倉区	高小地区	小倉上区
笹岡区	下分区	豊谷区
大塚区	大塚下区	山平区

① 実住の世帯についてお答え下さい

性別	男性	女性		
年齢	0歳以上	10歳代	19歳代	49歳代
世帯	1世帯	4世帯	3世帯	2世帯以下

② 世帯構成をお答え下さい

ひとり暮らし	夫婦二人暮らし	二世帯(親と同居)
二世帯(子と同居)	三世帯(子・孫)	その他

③ 福祉に関するお困りごとをお答え下さい

訪問看護	介護施設	地域福祉支援センター	病院・福祉施設
知人・友人・地域の人のサポート	福祉・相談	インターネット	
テレビ・ラジオ	その他		

④ 福祉に関するお困りごとをお答え下さい

① 福祉についてお困りごとをお答え下さい

買い物	送迎	掃除・洗濯	税金	その他
食事	入浴	掃除	ゴミ出し	暮らし多入れ
行政事務の相談	税金	その他		
暮らしについてお困りごとをお答え下さい				

② 暮らしについてお困りごとをお答え下さい

高齢者の介護	高齢者の生活	子育て	知人・友人との人間関係
地域の交流	税金	その他	

③ 困ったときに相談先を、助けを求めらるるお困りごとをお答え下さい

家族	福祉	知人	地域の人のサポート	区民	福祉施設
福祉施設	介護施設	福祉施設	ケアマネジャー		
いない	その他				

※その他にお困りの事項があれば、ご自由に記入してください

アンケートのご協力ありがとうございました。

市社協から助成金や支援はあるの？

🌿 地区社協助成金について

地区社協活動の活性化を図るため、助成金を交付しています。

🍀 1 運営費助成

- (1) 一律助成金
- (2) 前年度社協会費（住民会費）実績額 1 割相当額
- (3) 新規設立助成金

🍀 2 福祉活動助成

★ 必須活動

- (1) 話し合い活動 ～地域の課題を共有・協議する場の開催～

★ 選択活動

- (2) 見守り活動 ～安否確認・声かけ活動、見守りグッズによる体制づくり～
- (3) ふれあい活動 ～地域交流活動“子どもから高齢者、障がい者まで”～
- (4) 学習活動 ～地域福祉啓発や人材育成の研修会や先進地視察～
- (5) 支え合い活動 ～助け合い活動や生活支援ボランティアの養成・支援～
- (6) 調査・広報活動 ～福祉ニーズの調査や地域福祉啓発の広報啓発活動～
～地区社協による中長期の計画“小地域福祉活動計画”～



補足

- ☆「運営費助成」は、地区社協運営に必要な事務諸経費及び総会等会議のほか、「活動の6本柱」の事業費にあてることができます。
- ☆詳細は、地区社会福祉協議会助成金交付要綱をご参照ください。

★ 助成金の交付は、前期と後期の2回に分けて行っています。

🌿 本会の支援内容について

地区社協との連携を密にし、地区社協活動を積極的に支援していきます。

- 🍀 地区社協事業に関する相談・助言・協力
- 🍀 福祉に関する情報提供
- 🍀 地区社協役員等の研修・情報交換の場の支援 など



モデル規約

_____ 地区社会福祉協議会規約

(目的)

第1条 この会は、_____ 地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）と称し、地域住民や関係団体等と共に、地域課題の解決に取り組み、赤磐市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と連携を図りながら、地域福祉を推進することを目的として設置する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を_____ に置く。

(活動)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 話し合い活動
- (2) 見守り活動
- (3) ふれ合い活動
- (4) 学習活動
- (5) 支え合い活動
- (6) 調査・広報活動

(組織)

第4条 本会は、次に掲げる者を持って組織する。

- (1) 区、町内会等の自治会組織
- (2) 民生委員児童委員・主任児童委員、福祉推進員、愛育委員、栄養委員等の福祉関係委員
- (3) ボランティア活動を行う者
- (4) 高齢者、児童、障害者等の当事者団体
- (5) 教育、環境、防犯、交通安全等の関係機関・団体
- (6) 福祉活動への理解と関心のある個人、事業所等

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 理事 〇名
- (4) 書記 〇名
- (5) 会計 〇名
- (6) 監事 〇名

2 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

- (3) 理事は、会務の運営及び活動の遂行にあたる。
- (4) 書記は、庶務を処理する。
- (5) 会計は、会計事務を処理する。
- (6) 監事は、会計並びに会務の状況を監査する。

(役員を選任及び任期)

第6条 前条に定める役員は、次のとおり選任する。

- (1) 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。
- (2) 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- (3) 書記及び会計は、理事の中から会長が指名する。

2 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

3 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 本会の会議は、理事会及び総会とし、会長が招集する。

2 理事会は、必要に応じて開き、会長が議長となる。

3 総会は、第4条の構成員によって組織し、毎年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画及び予算に関する事項
- (2) 活動報告及び決算に関する事項
- (3) 規約に関する事項
- (4) その他必要と定める事項

4 会議の議事は、出席人数の過半数の賛成により決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会及び委員会)

第8条 本会に、会の円滑な執行を図るため専門の部会及び委員会を設けることができる。

(経費)

第9条 本会運営に要する経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 市社協助成金
- (2) 寄付金収入
- (3) その他の収入

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

事業計画（報告）書、収支予算（決算）書などもありますので、お問い合わせください。



【設置予定地区】

☆印 設置済み・設立年度

山陽地域	☆両宮地域ぐるみ R4	赤坂地域	☆石 相 R3	熊山地域	☆可 真 R5	吉井地域	☆周 匝 S62
	高陽川西		☆軽 部 R3		小野田		☆山 方 S62
	高陽川東		☆笹 岡 R2		豊田・熊山		☆佐伯北 S62
	高陽島中				☆桜が丘東 R2		☆仁 堀 S62
	☆とりなかむら R3						☆布都美 S62
	西 山						
	☆山 陽 R2						
桜が丘西							

Facebook
はじめました!

令和6年1月22日更新



社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会

E-mail : chiiki@akaiwashakyo.or.jp 市外局番 (086)

地域福祉課	赤磐市河本 778-1	山陽総合福祉センター内	TEL 955-8877
赤坂事務所	赤磐市町苅田 517-1	赤坂福祉サービスセンター春の家内	TEL 957-2334
熊山事務所	赤磐市松木 636-1	熊山保健福祉総合センター内	TEL 995-2336
吉井事務所	赤磐市周匝 136	赤磐市役所吉井支所内	TEL 954-2533